

## 白岡市育児支援ヘルパー派遣事業のご案内

妊娠中・出産・子育て中は、ママの体や気持ちが不安定になる傾向があります。ママの心身を整え、赤ちゃんと一緒に安心して健やかに過ごせるよう、育児や家事の援助をします。



### 対象となるかた

家族から十分な育児・家事の援助を受けることができない、次のいずれかに該当するかた

- ◎満2歳までの多胎乳幼児を養育するかた
- ◎満1歳までの乳児を養育し、体調不調などのため、家事又は兄弟児の養育に支障があるかた
- ◎妊娠中、体調不調などのため、家事又は兄弟児の養育に支障があるかた

### 支援の内容

育児支援ヘルパーが自宅を訪問してサポートします。

#### <援助内容>

##### ◆ 育児援助 ◆

- ①授乳
- ②おむつ交換
- ③沐浴介助
- ④適切な養育環境の整備
- ⑤兄弟児の遊び相手
- ⑥子ども連れで行う買い物、散歩、健診等の付き添い
- ⑦その他必要な育児支援

##### ◆ 家事援助 ◆

- ①食事の準備及び後片付け
- ②衣類の洗濯及び修繕
- ③居宅等の清掃及び整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他の必要な家事支援



- 注意：・育児支援ヘルパーの利用場所は白岡市内に限ります。  
・買い物等のために要した交通費は、利用者負担額とは別に実費負担が必要になります。  
・子ども連れで外出する際は、必ず保護者又は親族が同伴してください。

## 利用可能回数等

	双胎児を養育する家庭	左記以外
利用可能回数	80回	50回
時間	1回の派遣につき2時間以内（1日2回を限度とする）	

## 利用者負担額

市の助成額を差し引いた次の金額をお支払いください。（1回当たり）

所得の区分 派遣時間	市町村民税 課税世帯	市町村民税 非課税世帯に 属するかた	生活保護法による 被保護世帯に 属するかた
1時間未満	400円	200円	0円
1時間30分未満	600円	300円	0円
2時間未満	800円	400円	0円

- 注意：・都合等により派遣の中止をする場合は、前日までに必ず訪問業者に連絡をしてください。  
（連絡のない場合や当日キャンセルの続く場合は、利用料を負担いただく場合があります。）  
・当日キャンセルの場合は利用回数に含まれます。

## 利用方法

利用の希望があり、対象となるかたに該当する場合、子育て支援課に連絡

子育て支援課の保健師とヘルパーが訪問し、必要な援助について相談  
利用の申請→利用決定

育児支援ヘルパー派遣事業利用開始

事業を利用しないかたでも、子育て支援課・こども家庭センターでは、保健師等が相談に応じています。  
出産・授乳や子育てに関する様々な疑問や心配について、どんなことでもお気軽にご相談ください。



<お問い合わせ>

白岡市健康福祉部子育て支援課

電話：0480-31-9162